

あま市子ども・ 子育て支援事業 計画

平成 27 年度 ≫ 平成 31 年度



平成 27 年 3 月
あ ま 市

はじめに



本市では「第1次あま市総合計画」及び「まちづくりロードマップ」に基づき、健康で安心して暮らせるまちづくりとして、保育所の受入体制の確保、保育サービスの充実、子育て支援の情報提供の充実及びネットワーク化の推進、児童クラブの充実など、市民目線に立ったサービスの充実に取り組んできてきました。その成果として、待機児童ゼロ、0歳児保育の実施、ウェブサイトによる子育てに関する情報の配信など、子育て支援施策の充実を図ることができました。

また、合併前の七宝町・美和町・甚目寺町の「次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を統合及び見直しを行い「あま市次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」として推進を図ってまいりました。

しかしながら、全国的な少子化の流れは本市においても影響を受け、子どもの人口は減少傾向で推移しています。一方で、保育所の利用児童は、平成24年以降増加しているなど、市民ニーズ結果を踏まえ、教育・保育の提供体制を検討していく必要があります。

こうした社会情勢や市民ニーズに対応し、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、今般、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度を始期とする「あま市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

本計画の基本理念として、『安心が広がり 心豊かで 思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま』を掲げ、家庭を基本としつつ地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、子育て・子育てに一人ひとりが夢を持ち続けることができる“まち”として成長していくための諸施策を推進していきます。

すべての市職員とともに、地域住民の一員として、また公務に携わる一員として、あま市づくり、地域社会づくりに貢献する喜びと責務の重さを十分に噛み締めながら「チームあま」として、子育て支援施策を推進していきたいと強く思っております。

今後の計画推進にあたりましては、行政だけでなく市民のみなさま、事業所、団体等の参画と協働による「オールあま」としての取組が必要不可欠となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました、あま市子ども・子育て会議委員、あま市次世代育成支援対策地域協議会委員をはじめ、多くの市民のみなさまや各関係機関の方々にご協力をいただいたことを、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

あま市長 村上 浩司

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1	社会的な状況	5
2	幼稚園・保育所の状況	11
3	「あま市子育てに関するアンケート調査」の結果と分析	13
4	あま市次世代育成支援対策地域行動計画〈後期〉の評価及び課題のまとめ	19
5	本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	23

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	26
2	基本的な視点	27
3	基本目標	29
4	施策の体系	30

第4章 施策の展開

基本目標1	子どもの豊かな個性と生きる力を育みます	32
基本目標2	家庭における子育てを支援します	37
基本目標3	地域における子どもの育ちを支えます	44
基本目標4	仕事と子育ての両立を推進します	49

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	51
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	52
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	57
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	61

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	75
2	国・県等との連携	75

資料編

1	あま市子ども・子育て会議条例	76
2	策定経過	78
3	あま市子ども・子育て会議委員名簿	80
4	あま市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	81
5	用語解説（50音順）	82

1 計画策定の背景

近年、わが国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出、共働き家庭の増加、就労環境の多様化等により、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。



また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

あま市（以下、「本市」という）では、平成24年1月に「あま市次世代育成支援対策地域行動計画〈後期〉」を策定し、「まちづくりロードマップ（平成22年11月策定）」に基づき、

待機児童を作らない、全保育所での乳児保育の実施、放課後児童クラブの利用時間の延長に着手するなど、市民目線に立ったサービスの充実に取り組んでいます。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年 7 月）等に基づき、総合的な取り組みを進めてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直し等が検討されています。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、保育所、小規模保育等適正な施設等の設置を促進し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。教育・保育の質を確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善等を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるよう「放課後児童クラブ」等の、子ども・子育て支援の充実を図ること。

3 計画の位置づけ

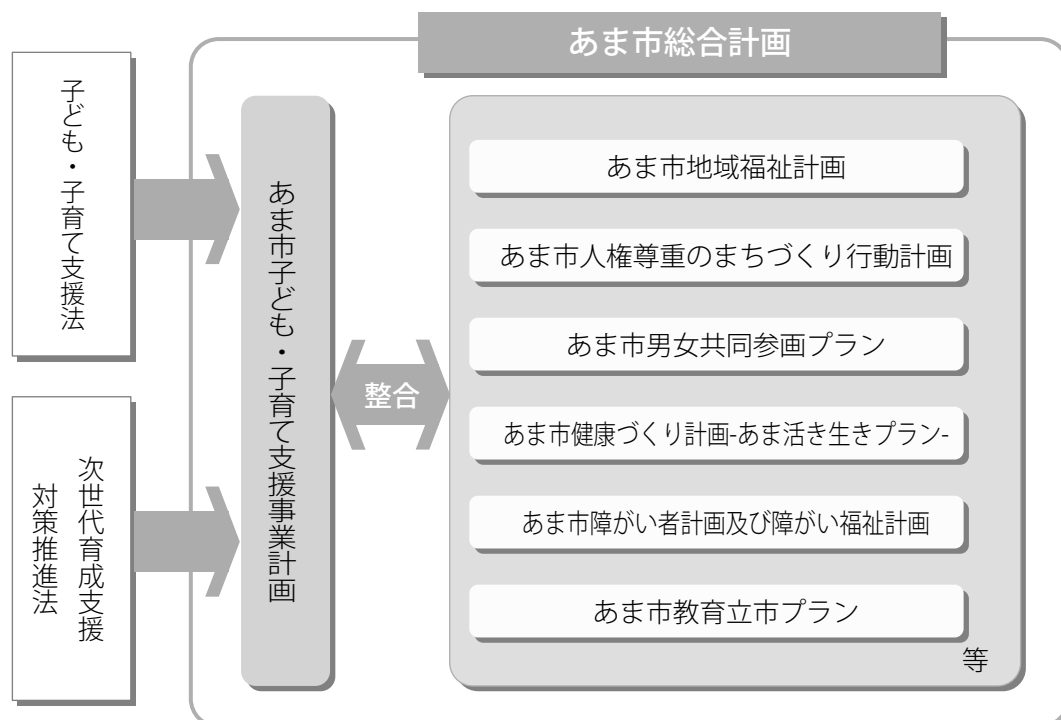
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく、あま市次世代育成支援対策地域行動計画〈後期〉を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、あま市総合計画をもとに、あま市地域福祉計画、あま市人権尊重のまちづくり行動計画、あま市男女共同参画プラン、あま市健康づくり計画-あま活き生きプラン-、あま市障がい者計画及び障がい福祉計画をはじめとした、他の計画等との整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】

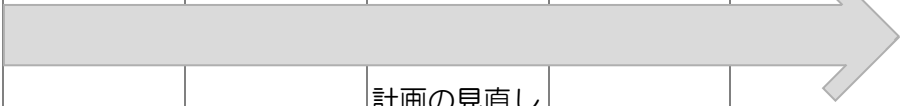


4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。このため、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしてします。

【 計画期間 】

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5 歳の就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、「あま市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映させるとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援事業関係者及び子どもの保護者等で構成する「あま市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募ります。

1 社会的な状況

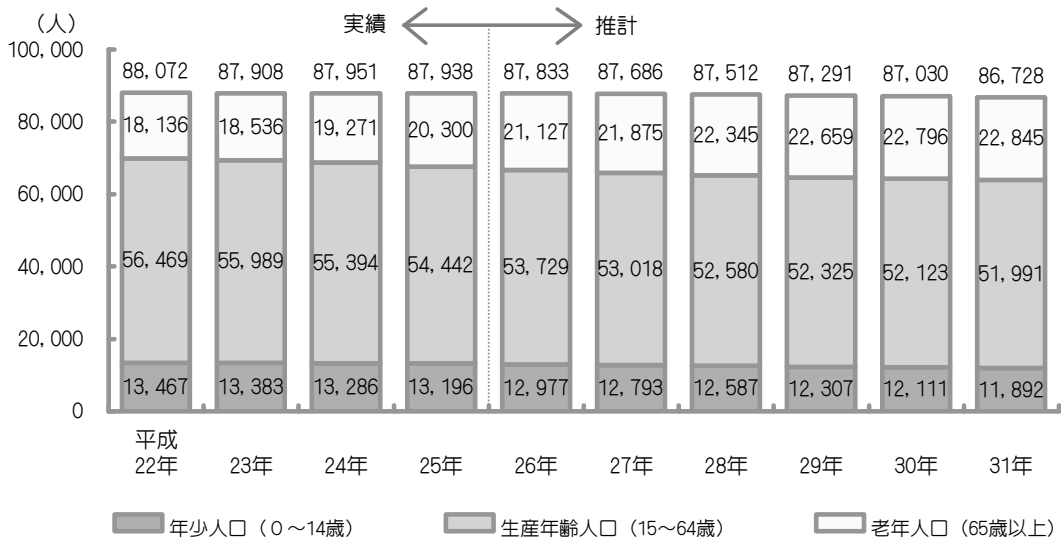
(1) 人口推移と推計



本市の人口推移（平成22年から平成25年）をみると、総人口は横ばい傾向であり、平成25年には87,938人となっています。平成26年以降の人口は、減少していくことが推計されます。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）では減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）では増加となっており高齢化が進んでいます。

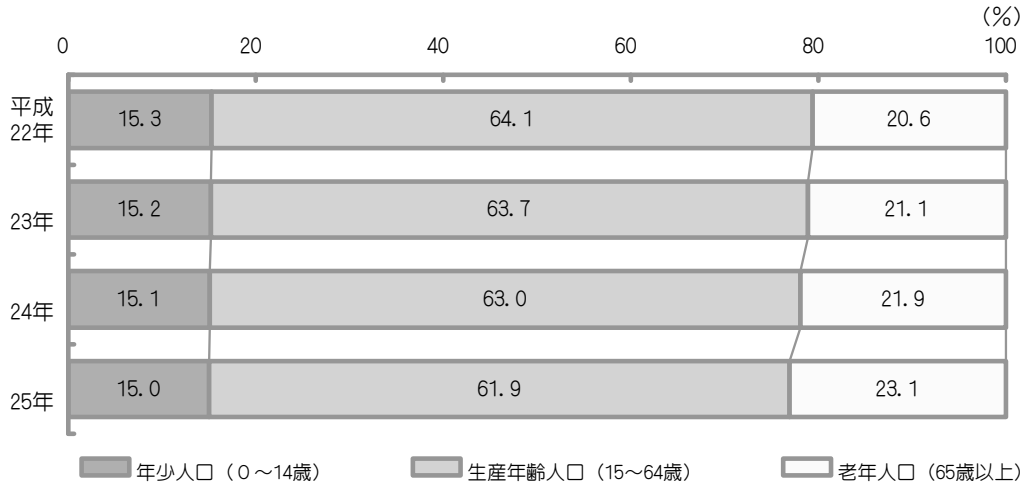
【 人口推移と推計 】



資料：市民課 各年4月1日現在（平成22年から平成25年） 外国人登録者を含む

※ 推計人口（平成26年から平成31年）は市民課資料をもとに計算したものです。
 なお、平成25年度に実施した「あま市子育てに関するアンケート調査」及びその時点の推計人口をもとにニーズ量を算出しているため、平成26年についても推計値としています。

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

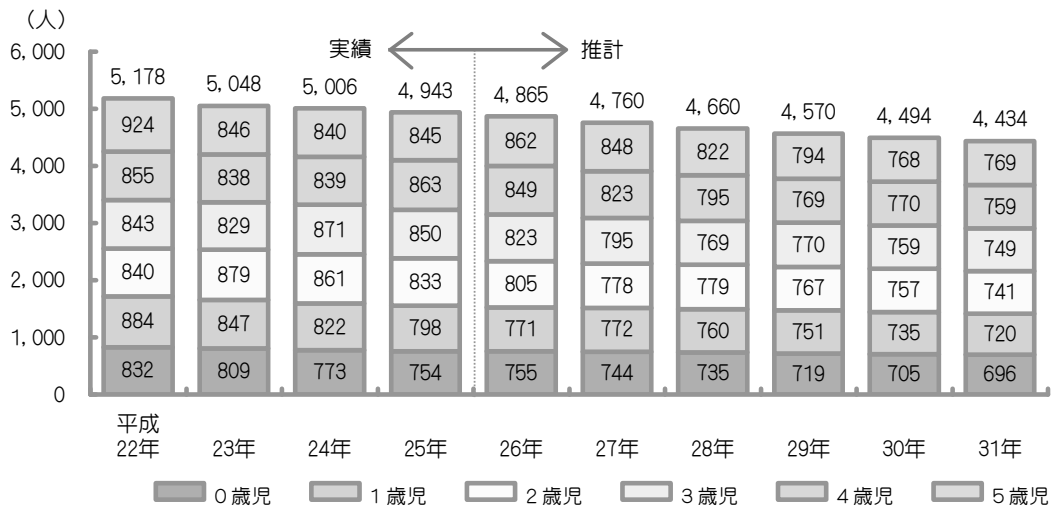


資料：市民課 各年4月1日現在（平成22年から平成25年） 外国人登録者を含む

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口をみると、平成22年から平成25年にかけて年々減少しており、平成26年以降についても、減少がとつくと推計されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】



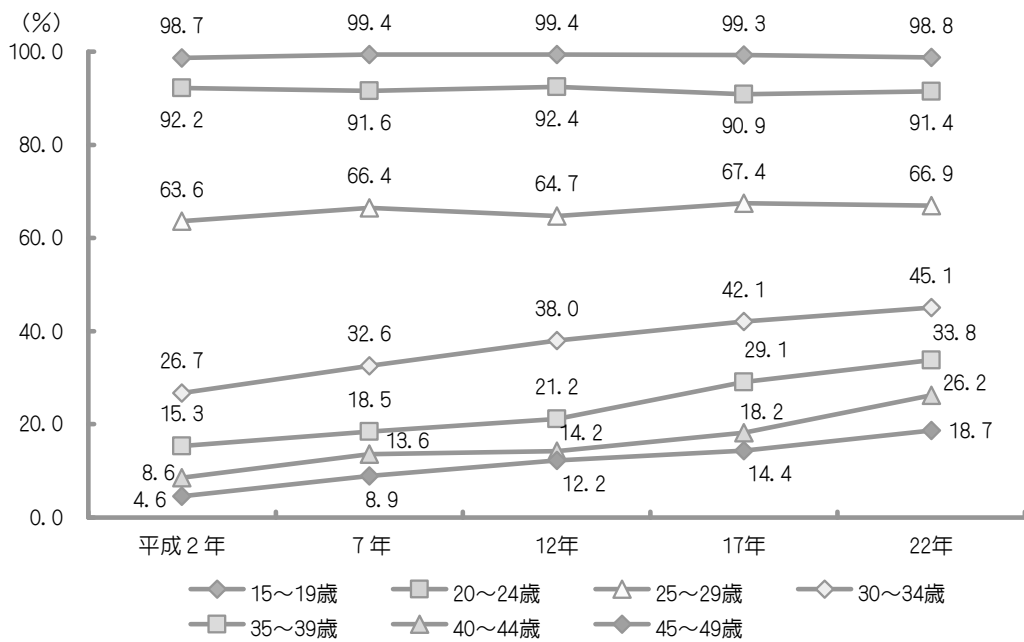
資料：市民課 各年4月1日現在（平成22年から平成25年） 外国人登録者を含む

※ 推計人口（平成26年から平成31年）は市民課資料をもとに計算したものです。
 なお、平成25年度に実施した「あま市子育てに関するアンケート調査」及びその時点の推計人口をもとにニーズ量を算出しているため、平成26年についても推計値としています。

(3) 未婚率の推移

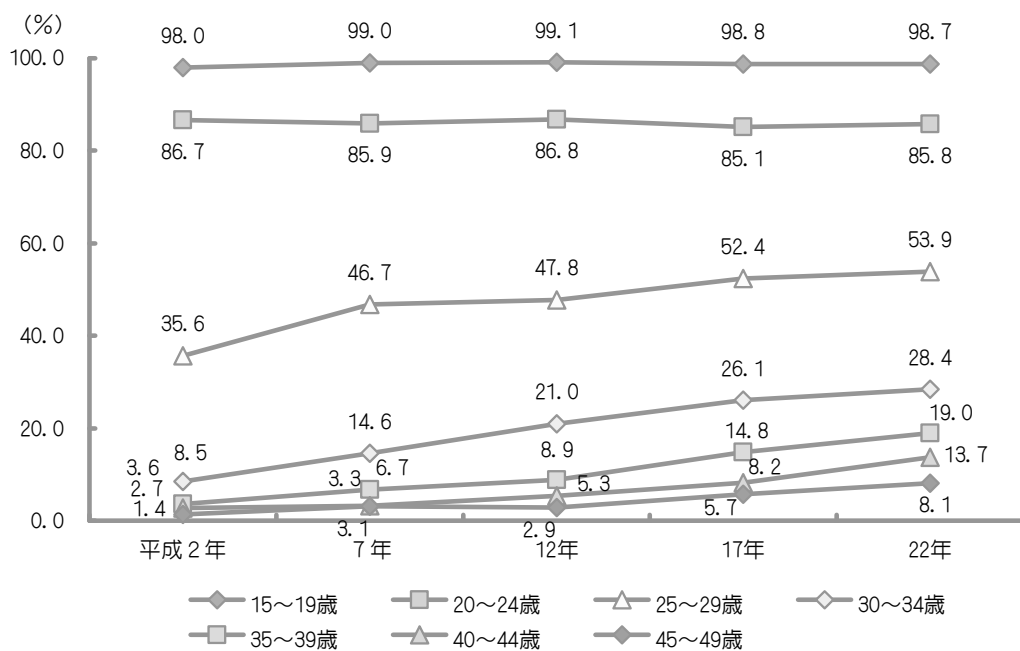
本市の年齢別未婚率の推移をみると、男性は10歳代、20歳代で横ばいとなっているのに対し、30歳以上の未婚率が年々高くなっています。女性については、25歳以上の未婚率が、平成2年以降年々高くなっています。

【 年齢別未婚率の推移（男性） 】



資料：国勢調査

【 年齢別未婚率の推移（女性） 】

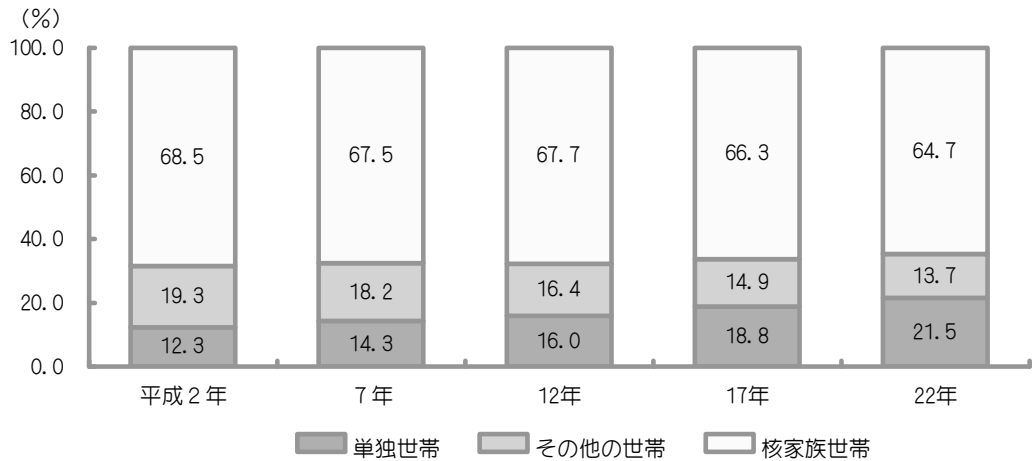


資料：国勢調査

(4) 世帯構成の状況

本市の世帯構成は、核家族世帯の占める割合が最も高く、6割以上を占めていますが、推移をみると減少傾向にあります。一方、単独世帯の占める割合は増加傾向にあり、平成2年から平成22年では1.7倍となっています。

【 世帯構成の推移 】



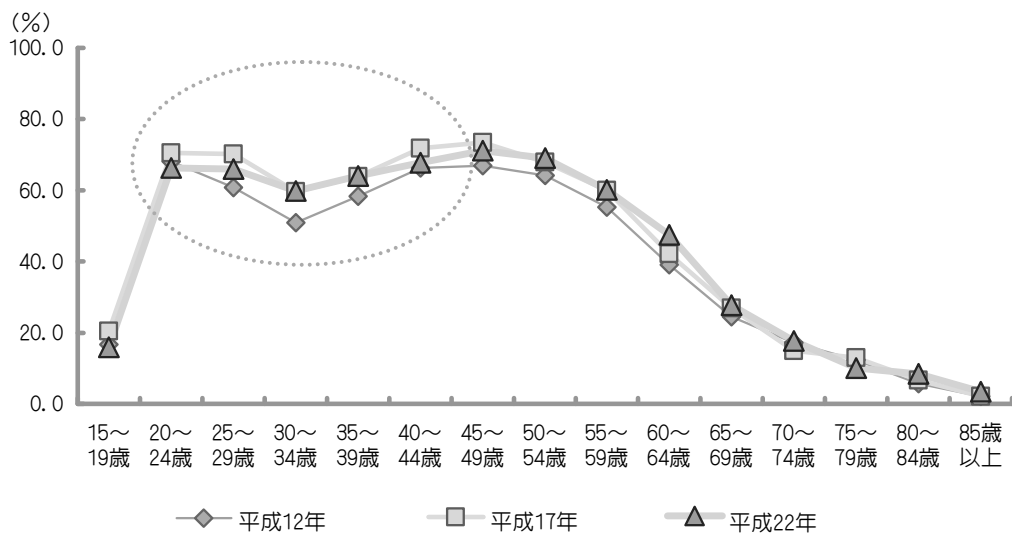
資料：国勢調査

(5) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別労働力率をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、近年30～34歳の労働力率は上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

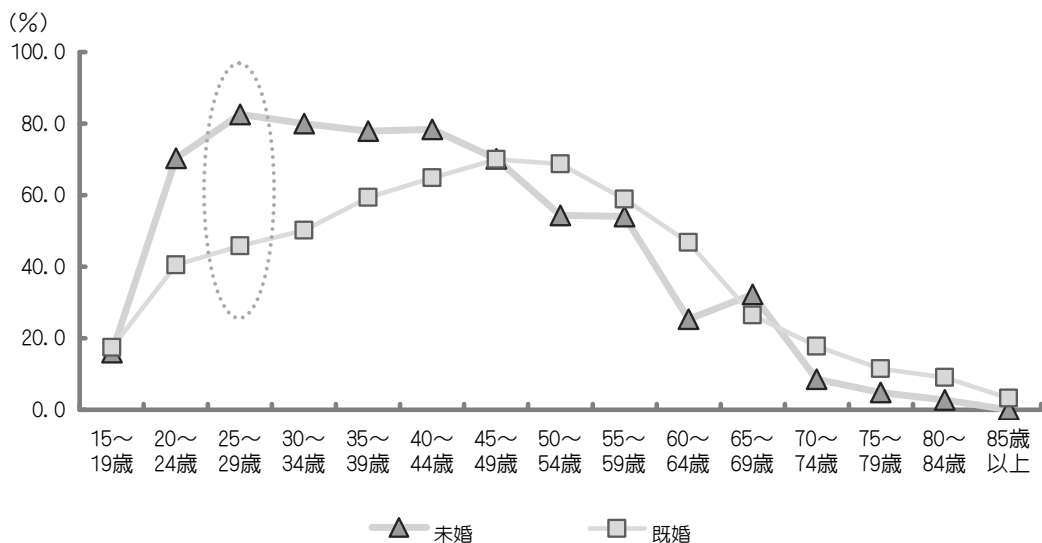
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20歳代から30歳代において、既婚者に比べ未婚者の労働力率が高くなっており、特に25～29歳では36.8%と大きな開きとなっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

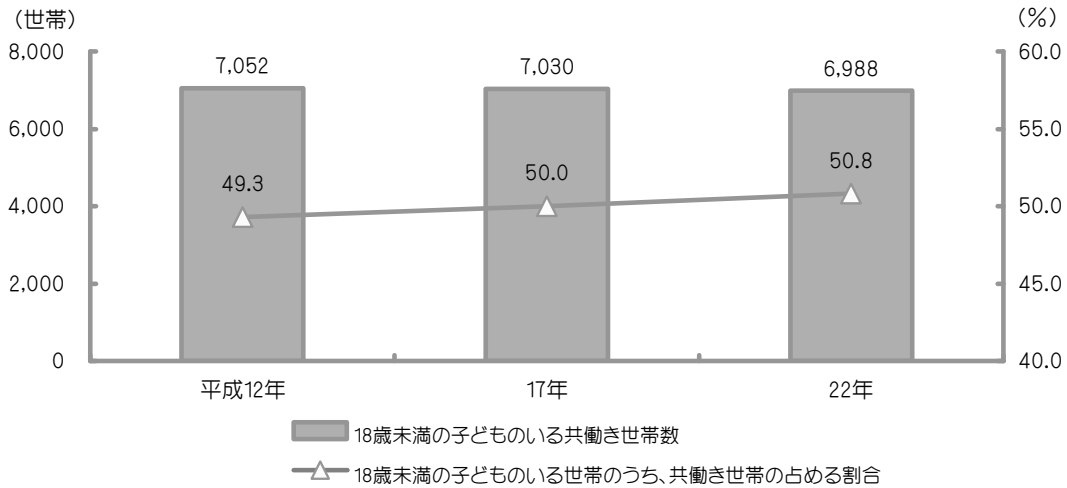


資料：国勢調査

本市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き世帯数は減少傾向にあり、平成22年で6,988世帯となっています。

また、18歳未満の子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、約5割で横ばいとなっています。

【 共働き世帯の状況 】



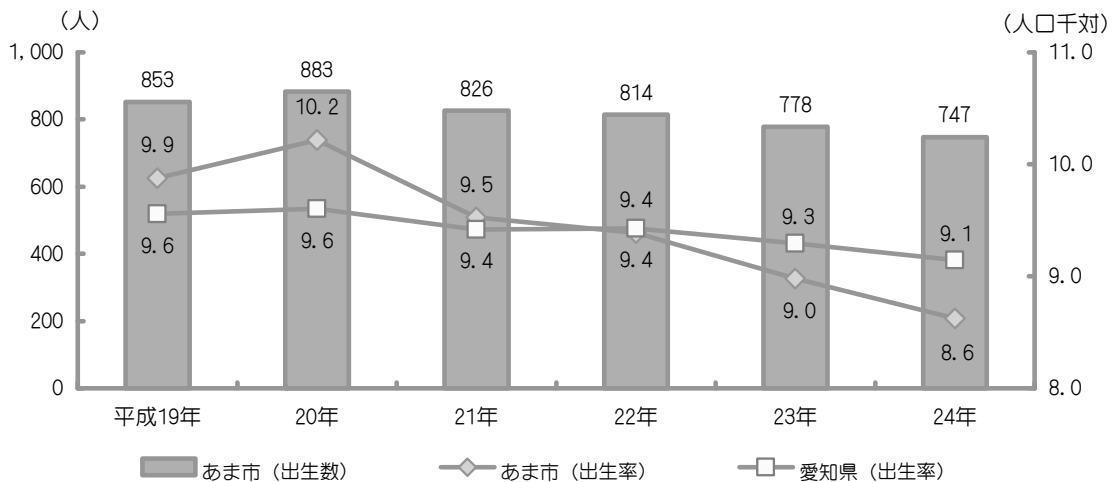
資料：国勢調査

(6) 出生の動向

本市の出生数をみると、出生数は平成20年で883人でしたが、平成21年以降減少傾向となり、平成24年では747人となっています。

出生率は、平成19年から21年で県より高くなっていましたが、平成22年に同数となり、平成23年以降、県より低い割合で減少しています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：愛知県衛生年報

2 幼稚園・保育所の状況

(1) 幼稚園・保育所の利用児童の状況 ●●●●●●●●●●

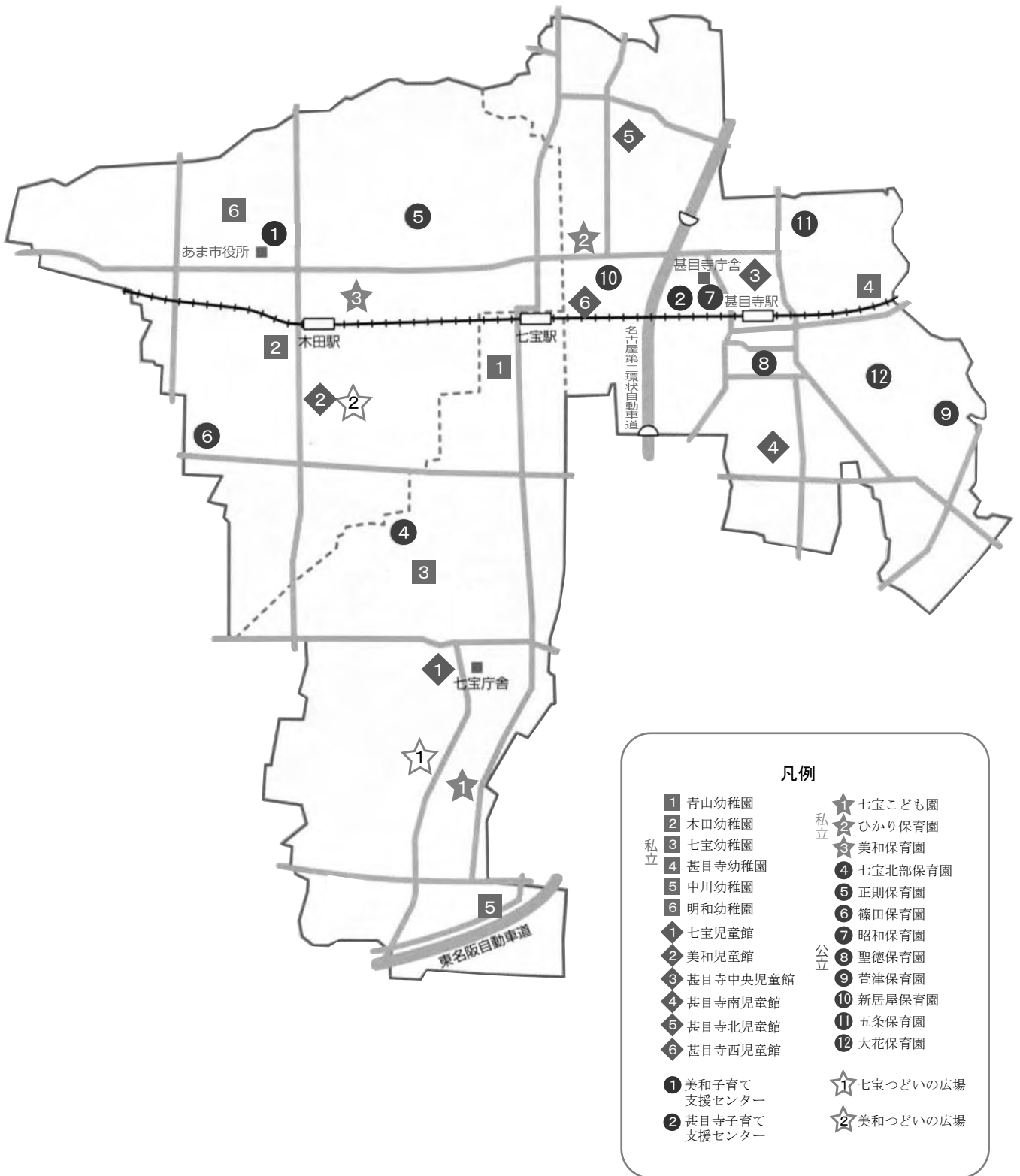
幼稚園・保育所の利用児童の状況をみると、幼稚園の利用児童が年々減少傾向にあるのに対し、保育所は平成 21 年度から 23 年度にかけてわずかに減少したあと、平成 24 年以降は増加しています。

【 幼稚園・保育所の利用児童の状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	1,534 人	1,554 人	1,518 人	1,485 人	1,494 人
保育所	1,764 人	1,751 人	1,740 人	1,837 人	1,865 人

資料：幼稚園 学校教育課 各年 5 月 1 日時点
保育所 子育て支援課 各年 5 月 1 日時点

(2) 幼稚園・保育所等の配置図



3 「あま市子育てに関するアンケート調査」の結果と分析

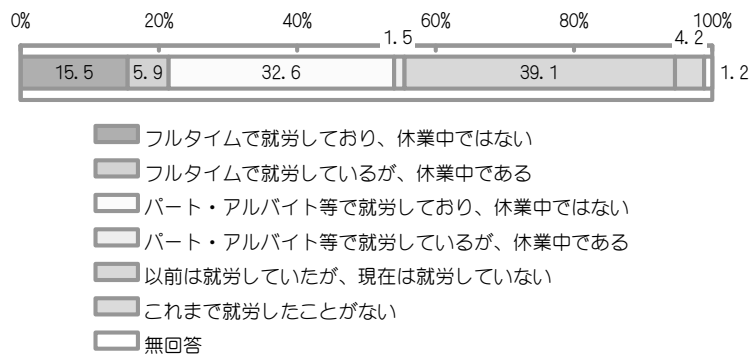
(1) 保護者の就労状況について

① 母親

N = 有効回答者数を表示しています。

【就学前児童】

N = 742

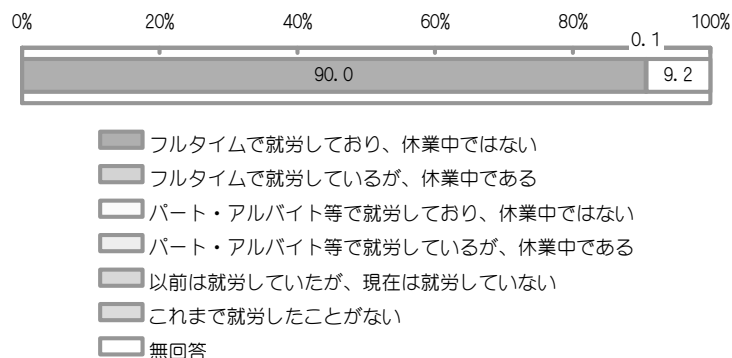


- ・現在の母親の就労状況は、“フルタイム（「フルタイムで就労しており、休業中ではない」+「フルタイムで就労しているが、休業中である」）”と回答した割合が21.4%、“パート・アルバイト（「パート・アルバイト等で就労しており、休業中ではない」+「パート・アルバイト等で就労しているが、休業中である」）”と回答した割合が34.1%となっています。

② 父親

【就学前児童】

N = 742



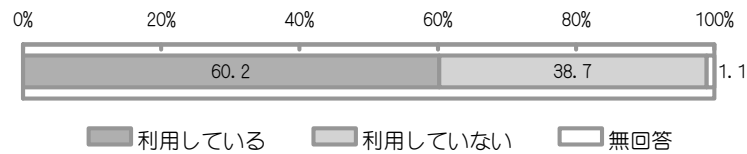
- ・現在の父親の就労状況は、“フルタイム”が9割を占めています。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

① 定期的な教育・保育事業の利用有無

【就学前児童】

N = 742



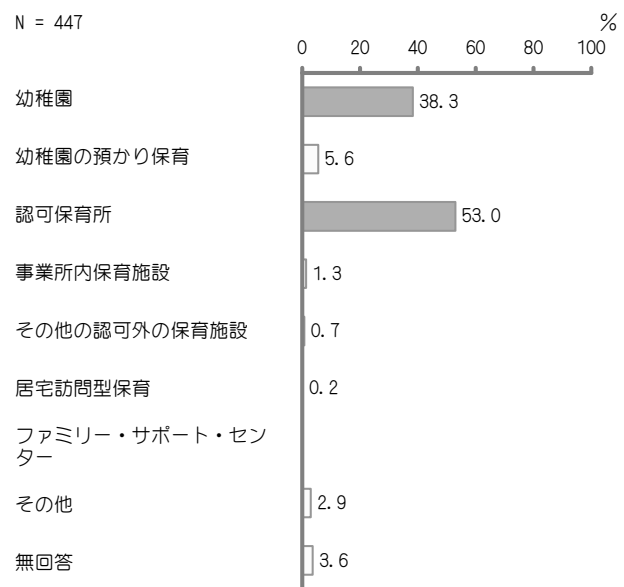
- 定期的な教育・保育事業の利用有無について、「利用している」と回答した割合は60.2%、「利用していない」と回答した割合は38.7%となっています。

② 利用している教育・保育事業

- 利用している教育・保育事業について、「幼稚園」と回答した割合が38.3%、「認可保育所」が53.0%となっています。それ以外の事業については、いずれも1割未満となっています。

【就学前児童】

N = 447

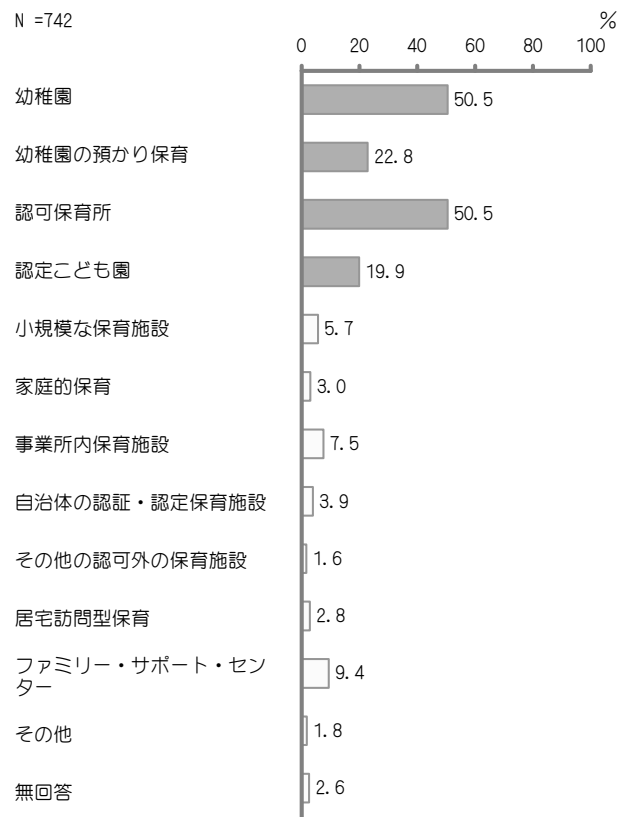


③ 定期的な教育・保育事業の利用希望

• 定期的な教育・保育事業の利用希望は、「幼稚園」「認可保育所」がともに 50.5%で最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」と回答した割合が 22.8%、「認定こども園」と回答した割合が 19.9%となっています。

【就学前児童】

N = 742

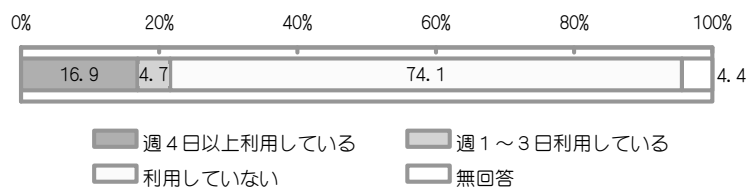


(3) 放課後児童クラブの利用状況と利用希望について ●●●●●●●●●●

① 放課後児童クラブの利用状況

【小学生】 (平日の利用)

N = 343



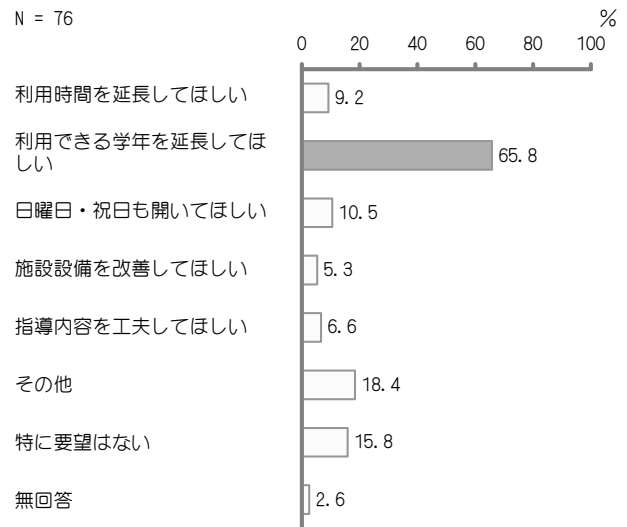
• 放課後児童クラブの利用状況について、平日に“利用している(「週4日以上利用している」+「週1~3日利用している」)”と回答した割合は 21.6%となっています。一方、「利用していない」と回答した割合は 74.1%となっています。

② 放課後児童クラブへの要望

・放課後児童クラブへの要望については、「利用できる学年を延長してほしい」と回答した割合が 65.8%で最も高く、その他の項目は 1 割前後の割合となっています。

【小学生】

N = 76



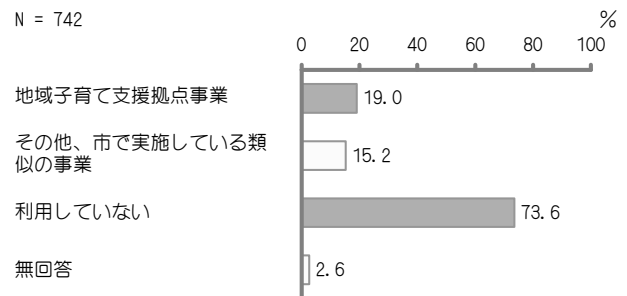
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

・地域の子育て支援事業の利用状況については、「地域子育て支援拠点事業」を利用していると回答した割合は 19.0%、「その他、市で実施している類似の事業」は 15.2%となっています。一方、「利用していない」と回答した割合は 73.6%となっています。

【就学前児童】

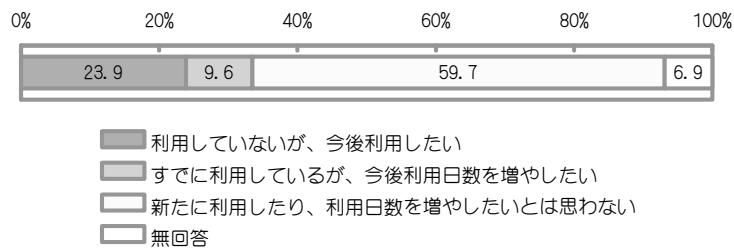
N = 742



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

【就学前児童】

N = 742



- ・地域子育て支援拠点事業の利用希望について、「利用していないが、今後利用したい」と回答した割合が23.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が9.6%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が59.7%となっています。

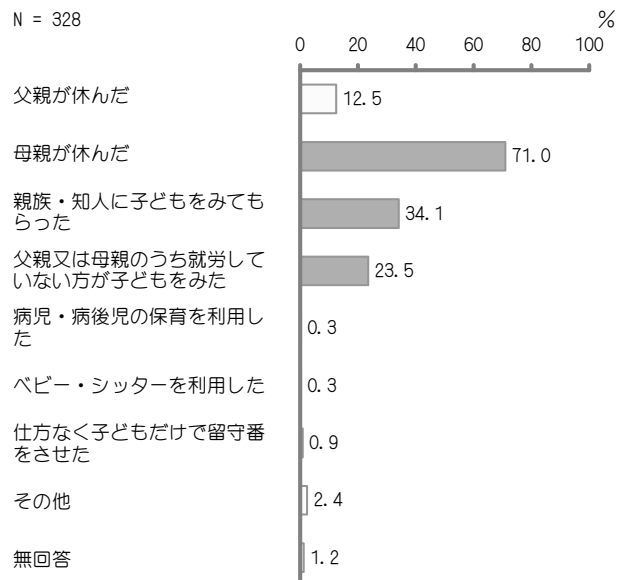
(5) 病気の際の対応について

① 病気やケガで教育・保育事業ができなかった場合の対処方法

- ・子どもの病気・ケガにより教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法は、「母親が休んだ」と回答した割合が71.0%で最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した割合が34.1%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」と回答した割合が23.5%となっています。

【就学前児童】

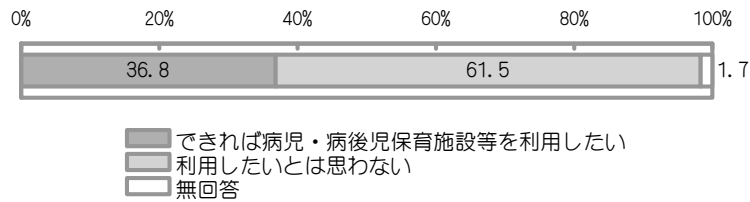
N = 328



② 病児・病後児保育施設等の利用希望

【就学前児童】

N = 234



- ・病児・病後児保育施設等の利用希望について、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は36.8%となっています。

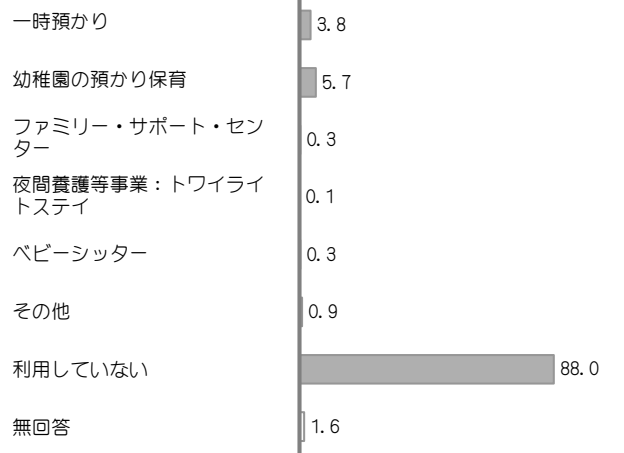
(6) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

① 不定期に利用している教育・保育事業の有無

- ・不定期に利用している教育・保育事業について、「利用していない」が88.0%で最も高くなっています。事業の中では、「幼稚園の預かり保育」が5.7%、「一時預かり」が3.8%となっています。

【就学前】

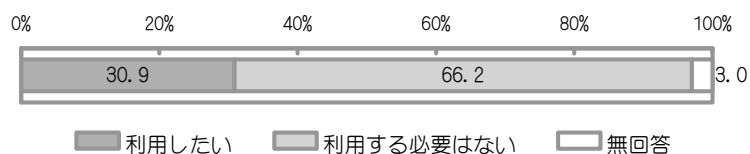
N = 742



② 不定期の教育・保育事業の利用希望

【就学前児童】

N = 742



- ・不定期の教育・保育事業について、「利用したい」と回答した割合が30.9%、「利用する必要はない」と回答した割合が66.2%となっています。

4 あま市次世代育成支援対策地域行動計画〈後期〉の評価及び課題のまとめ

本市のあま市次世代育成支援対策地域行動計画〈後期〉の基本理念に基づき、7項目の基本方針において、個別事業単位に※基準に基づき評価を行い、その評価を踏まえ、本計画に引き継ぐ分野及び重点をおくべき分野を明確にしました。

本市では、平成 22 年 11 月に作成しました「まちづくりロードマップ」において子育て支援施策の充実を掲げ、様々な子育て家庭を応援する取り組みを行ってきました。その取り組みについて、特に着目して進捗状況を整理し、評価しました。

※基準

A：計画通り取り組めた、B：ある程度取り組めた、C：未実施、事業廃止等

基本方針 1 地域における子育ての支援

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障がい児を養育している家庭等、すべての子育て家庭への支援が求められていることから、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担を軽減するために子育て家庭を地域社会全体で支援してきました。

計画に位置づけられた 24 事業のうち、平成 25 年度の A 評価は 19 事業（79%）であり、高い割合となっています。また、B 評価は 4 事業（17%）、C 評価は 1 事業（4%）となっています。

主な取り組みとして、「つどいの広場事業」「子育て支援センター事業」について、子育て中の親子が気軽に集い、語り合えるように相互交流を図る場所の提供や子育て相談及び育児講座の開催等、子育て支援の充実に努めました。

今後は、家庭環境等の変化により多様化する相談に答えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

基本方針 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、食育や小児医療の充実に取り組んできました。

計画に位置づけられた 27 事業のうち、平成 25 年度の A 評価は 19 事業（70%）、B 評価は 7 事業（26%）、C 評価は 1 事業（4%）となっています。

今後は、地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導、その他母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

基本方針 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ってきました。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、信頼される学校づくりに取り組んできました。

計画に位置づけられた 14 事業のうち、平成 25 年度の A 評価は 12 事業（86%）であり、高い割合となっています。また、B 評価は 2 事業（14%）、C 評価はありませんでした。

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣を見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

今後は家庭をはじめ、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくことが必要となります。

基本方針4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保できるよう、区画整理事業の推進を行ってきました。また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯をつけるなど、歩行者や自転車が安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

計画に位置づけられた9事業のうち、平成25年度のA評価は5事業（56%）となっており、進捗に課題を残しています。また、B評価及びC評価ともに2事業（22%）となっています。

今後は、家庭・学校・地域・行政等との連携により、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

基本方針5 職業生活と家庭生活との両立の推進

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の職場における働きやすい環境を阻害する慣行等、その他の諸要因の整備に努めるとともに、一時預かり保育や延長保育等の保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を推進してきました。

計画に位置づけられた7事業のうち、平成25年度のA評価は6事業（86%）であり、高い割合となっています。また、B評価は1事業（14%）、C評価はありませんでした。

主な取り組みとして、低年齢児の保育ニーズに対応するため、0歳からの受け入れを市内すべての保育所（産休あけ～：4園、満6か月～：2園、満10か月～：6園）に拡大しておおむね計画どおり実施できました。

今後は、女性の社会進出により、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気で保育所等に預けられない時に病院等で保育を行う「病児保育」の実施を検討します。また、放課後児童クラブは、新制度により小学校6年生までの受入れとなるため、放課後児童クラブ室の拡充を図る必要があります。

基本方針6 子ども等の安全の確保

小学校に通う子どもたちは体力や判断力ともにまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、子どもの安全を守るための地域ぐるみの防犯や見守りの体制づくりに取り組んできました。

計画に位置づけられた9事業のうち、平成25年度の評価はすべてA評価となっており、計画どおり取り組めた結果となっています。

しかしながら、近年、子どもを狙った犯罪が増加していることから、子どもの安全を守るために、地域ぐるみの防犯や見守りの体制づくりの更なる強化が必要です。

基本方針7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭、障がいのある子どものいる家庭等、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な家庭への取り組みを推進してきました。

計画に位置づけられた14事業のうち、平成25年度のA評価は10事業(71%)となっています。また、B評価は4事業(29%)、C評価はありませんでした。

妊娠・出産・育児の場面において、様々な要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、子どもの虐待が引き起こされるケースがあります。

今後は、個々の状況に応じた配慮や支援に向け、漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援が求められます。

5 本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 子どもにとって良質な教育・保育の提供について ●●●●●●●●●●

現状と課題

本市では、教育は未来を創り出す原動力であるという「教育立市」の理念の実現を進めるまちづくりを目指し、学校・家庭・地域の連携のもと、まち全体で子ども（※「あまっ子」）を育み、あま市らしい人づくり（「あま力」、すなわち自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組むことができる市民）を進めています。

幼児期における教育・保育は、その礎となる時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。本市の幼児期の教育・保育施設は、私立幼稚園が6園、公立保育所が9園、私立保育所が3園あり、それぞれの施設が本市の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。

集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

就学前の保護者に対するアンケート調査から、ごくわずかではありますが、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がないと回答しており、子育ての孤立化の現状が見受けられます。

子どもにとって良質な教育・保育の施設として、幼稚園や保育所が核となり、保護者ととも、子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において発達障がいやその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあり、従来の3障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障がいを含めた支援のあり方が課題となっています。

障がいや特別なニーズを持つ子どもが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージにあわせて、本市の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的かつ一貫して支援する仕組みが求められています。

※ 「あまっ子」・・・「あま力」を備えた子どもの親しみやすい名称

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、「あま市次世代育成支援対策地域行動計画〈後期〉」の基本理念を引き継ぎ、次のとおり掲げます。



- 心も体も健康な保護者が安心感をもって子育てができる環境をつくろう
- 子どもが健やかに元気に成長できるよう、新しい子育て支援社会を共に築こう
- 地域住民が健やかな子育て・子育ての大切さを理解しよう

安心が広がり 心豊かで
思いやりに満ち
子どもの笑顔の花咲くまち あま

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

家庭を基本としつつ地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、子育て・子育てに一人ひとりが夢を持ち続けることができる“まち”として成長し、『安心が広がり心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま』を実現できるよう、子育て支援の施策を推進します。

3 基本目標

本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざし、子どもの豊かな個性と生きる力を育てていくことを推進します。

基本目標2 家庭における子育てを支援します

すべての子育て世帯が妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、適切な助言や公的なサービスを受けることができるようにし、親子同士の交流を通じ気軽に相談できる場を提供することにより配慮の必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域での様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことを推進します。

基本目標3 地域における子どもの育ちを支えます

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えながら、安全・安心なまちづくりを推進します。

基本目標4 仕事と子育ての両立を推進します

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るために多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

4 施策の体系

【基本理念】

安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま

【基本的な視点】

- (1) 子どもの育ちの視点
- (2) 親(保護者)としての育ちの視点
- (3) 地域での支え合いの視点
- (4) 特定教育・保育事業者の役割の視点

【基本目標】

1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

2 家庭における子育てを支援します

3 地域における子どもの育ちを支えます

4 仕事と子育ての両立を推進します

【施策の方向】

- ① 就学前教育・保育の体制確保
- ② 学校における健全な子どもの育成
- ③ 障がい児とその家庭への支援

- ① 親と子の健康の確保
- ② 地域における子育て支援サービスの充実
- ③ 子育て支援のネットワークづくり
- ④ 子育て家庭の経済的負担の軽減
- ⑤ ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ① 地域における子どもの居場所づくりの推進
- ② 安全・安心なまちづくり
- ③ 配慮が必要な子どもへの支援

- ① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- ② 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

4つの基本目標の実現に向けて、13の施策の方向に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、本市の役割について計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての様々な課題の解決に向けて、4つの基本目標を設定しています。
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標を実現するための13の施策の方向を設定しています。 施策の方向別に本市の方向性を示しています。
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、市が取り組むべき役割を示しています。 施策・事業別に担当課と方向性を示しています。 各基本施策の表における☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

基本目標 1

子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

幼児の自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」等を通して、豊かな社会性を育むための取り組みを充実します。

保育サービスについては、利用者の多様なニーズに応えることができるよう、認可保育所及び小規模保育施設等、特定教育・保育施設の整備拡充を積極的に行うとともに、事業所内保育所設置のニーズを掘り起こすなど、きめ細やかな保育サービスをより一層充実します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ☆	通常保育事業	保護者等の労働等により、保育を必要とする乳幼児の保育を行うことで、保護者等の仕事と子育ての両立支援を行います。また、保育所等における乳幼児の保育に関する相談・助言を行っています。	継続	子育て支援課
2 ☆	延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長して保育を実施します。また、私立保育所等に対して事業に係る経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
3 ☆	一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病等、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満1歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり（非定型的保育、緊急保育、私的保育）を実施します。また、私立保育所等に対して事業に係る経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
4	1歳児保育事業	保育所での保育実施児童の処遇向上と3歳未満児の受入促進を図るため、3歳未満児の占める割合と1歳児保育を含む保育について、保育士の配置人数が一定の基準を超えている私立保育所等に対して事業に係る経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
5	低年齢児途中入所円滑化事業	低年齢児（乳児及び1・2歳児）の保育所への途中入所に対応するために、私立保育所にあらかじめ保育士を配置する経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
6	障がい児等保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施しています。また、私立保育所等に対して事業に係る経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
7 ☆	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる事業の実施に向けて検討します。	検討	子育て支援課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
8	私立幼稚園 就園奨励費 事業	私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する幼児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、市が一定要件のもとに当該幼稚園の設置者に減免費用を補助しています。	継続	学校教育課
9	私立幼稚園 運営費補助 事業	私立幼稚園に対し、幼稚園教育の水準の維持及び向上を図るため補助しています。	継続	学校教育課
10	保育所等の 整備	老朽化した保育所の園舎改修や改築にあわせて、保育所、認定こども園等、必要な時期にニーズにあった整備に努めます。	継続	子育て支援課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 学校における健全な子どもの育成

本市では、「未来を担うのは子どもたちであり、教育はあま市の未来を創り出す原動力である」という「教育立市」の理念のもと、学校・家庭・地域が連携し、まち全体であま市の子どもを育み、あま市らしい人づくりを進めるための「教育立市プラン」を推進しています。学校教育においても、子どもたちが、自らの判断と責任で諸課題に対応できるよう、取り組みを推進します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	スクールカウンセラー配置事業	児童・生徒の問題行動（いじめ、不登校、その他）を解決するため臨床心理に関して専門的知識、経験を有するカウンセラーにより児童・生徒へのカウンセリング並びにカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行っています。	継続	学校教育課
2	小中連携教育の推進	中1ギャップなどを防ぐため、小中連携及び小中交流教育を推進しています。	継続	学校教育課
3	幼保小連携教育の推進	適正な就学指導と小1プロブレムを防ぐため、幼保小連携及び幼保小交流教育を推進しています。	継続	学校教育課
4	教育相談センターの充実	不登校児童生徒に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動、発達支援相談等を組織的、計画的に行う教育相談センターの充実を図っていきます。	継続	学校教育課
5	人権教育の推進	あま市人権教育研究会の支援や、各学校での人権教育を推進します。人権教育を柱とするカリキュラム編成を進めます。	継続	学校教育課
6	持続可能な発展のための教育（ESD）をめざします。	持続可能な社会づくりに関する身近な課題を見出し、解決するために必要な能力を身につける教育を行っています。	継続	学校教育課
7	キャリア教育の推進	子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。	継続	学校教育課
8	特色ある学校づくりの推進	児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、主体的な創意工夫により、創造性・発展性・人づくり・地域連携などの特色ある学校づくりの支援を目的とする「あま市特色ある学校づくり推進事業」の推進をします。	継続	学校教育課
9	子どもの読書活動	子どもの読書活動については、「あま市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむことのできる環境づくりを推進します。	継続	生涯学習課

施策の方向3 障がい児とその家庭への支援

障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実	母子保健事業において、各種の相談や教室、健康診査を通して、身体の異常や発達障がいなどを早期に発見するとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。 1歳6か月児や3歳児健診で発達の遅れが見られる場合は、健診事後教室への参加を促します。	継続	健康推進課
2	発達支援	障がいのある子どもへの支援については、福祉、保健、医療、教育の各機関と連携して療育支援体制の充実に努めます。 保育所等において、障がいのある子どもが保育を受けることは、将来にわたり日常生活を送っていくうえで、貴重な体験の一つになるため、統合保育に係る受け入れ体制の確保・充実に努めます。	継続	子育て支援課
3	障がいのある未就学児の場の確保	障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。	継続	社会福祉課
4	障がいのある就学児の場の確保	障がいのある就学児を対象とした放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏季休業をはじめとする長期休業期間などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保を推進します。	継続	社会福祉課
5	海部東部障害者総合支援協議会	あま市と大治町にて設置している協議会であり、地域における障がい児等への支援体制に関する課題について情報の共有、関係機関との連携、発達障害の啓発、療育活動への支援等、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。	継続	社会福祉課
6	親子通園療育事業	満1歳から就学前の心身の発達の遅れまたはそのおそれのある子どもに対して、集団療育を行うことにより、基本的な生活習慣、社会生活適応能力の自立促進を図っています。	継続	子育て支援課
7	障がい児地域療育等支援事業	障がい児に対して、愛知県青い鳥医療福祉センターを始め療育関連担当者が連携し、保護者・児童等への支援及び相談事業をしています。	継続	子育て支援課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
8	障がい児等 保育事業 (再掲)	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施しています。また、私立保育所等に対して事業に係る費用を補助していきます。	継続	子育て支援課
9	特別支援教育 就学奨励 費補助事業	小学校・中学校に通う特別支援学級の子どもを対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助しています。	継続	学校教育課
10	教育支援委員会	医師、学校長等で組織し、心身に障がいをもつ児童・生徒に対し、適切な就学支援を図っています。	継続	学校教育課
11	障害者医療 費助成事業	身体障害者手帳及び療育手帳保持者で、一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方の入通院医療費自己負担額を助成しています。	継続	保険医療課

基本目標 2

家庭における子育てを支援します

施策の方向 1 親と子の健康の確保

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また、核家族化の進行等も影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付と妊婦指導の実施	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導・相談を実施しています。	継続	健康推進課
2 ☆	妊婦健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。	継続	健康推進課
3	マタニティ教室の実施	妊娠、出産、育児についての知識普及と交流会を実施しています。	継続	健康推進課
4 ☆	新生児訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	新生児（乳児）とその親を対象とした訪問指導を実施しています。	継続	健康推進課
5	訪問指導事業	育児や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による子育てについて相談・助言指導を実施しています。	継続	健康推進課
6	乳児健康診査（委託）事業	1歳未満児を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。	継続	健康推進課
7	乳幼児健康診査事業	3か月以上5か月未満の乳児、1歳6か月以上2歳未満の幼児及び3歳以上4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。	継続	健康推進課
8	健診事後指導事業	乳児、1歳6か月児、3歳児健康診査において要観察とされた子とその親に対する指導・相談を実施しています。	継続	健康推進課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
9	子育て相談事業	乳幼児とその親を対象とした子育て相談、栄養相談及び歯科相談を実施しています。	継続	健康推進課
10	もぐもぐ歯っぴい教室事業	生後8か月から9か月児を対象とした栄養指導と歯磨き教室を実施しています。	継続	健康推進課
11	予防接種事業	「予防接種法」に基づく予防接種を実施しています。	継続	健康推進課
12	歯科保健事業	妊婦及び幼児とその親を対象とした歯科健診、歯科指導及び2歳児にフッ素塗布を行っています。	継続	健康推進課
13	園児の歯みがき運動事業(幼稚園・保育所の歯科保健指導)	市内の幼稚園・保育所にて親子歯みがき教室とよい子歯みがき教室を行っています。	継続	健康推進課 子育て支援課
14	6歳臼歯保護育成事業(シーラント処置)	6歳臼歯の大切さについて親子が理解し、歯科保健指導とシーラント処置を実施しています。	縮小	健康推進課
15	離乳食教室事業	乳児をもつ親に対する離乳食の進め方の指導を行っています。	継続	健康推進課
16	食育事業の推進	食育に関しての関係機関の連携により現状を把握し、検討会を実施しています。	継続	健康推進課
17	子ども医療費助成事業	小学校終了までの入通院医療費及び中学校生の入院医療費の自己負担分を助成しています。また、中学校生の通院医療費の自己負担分の3分の2を助成しています。	継続	保険医療課
18	かかりつけ医の推進	かかりつけ医をもつよう啓発を行っています。	継続	健康推進課
19	かかりつけ歯科医の推進	定期歯科健診の推進を図るため、各教室や健診の場にてかかりつけ歯科医をもつよう啓発を行っています。	継続	健康推進課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ☆	つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、語り合えるように相互交流を図る場所（美和児童館及び七宝高齢者生きがい活動センター）を提供しています。	継続	子育て支援課
2 ☆	子育て支援センター事業	主に子育て中の親子を対象に、昭和保育園及び美和保健センターにて実施しています。また、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育て相談、子育て情報の提供や育児講演会、育児講座の開催、T O 3（と・と・と）クラブ、親子教室等の実施、子育てサークルの支援等を行っています。	継続	子育て支援課
3	子育てサロン事業	身近な地域における親子のつどいの場として、甚目寺公民館・七宝公民館を利用して、月に数回、「子育て支援情報コーナー」「遊びスペース」「飲食スペース」を設置し、子育てサロンを開催しています。また、育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に、子育てネットワークや支援ボランティアが交流しながら相談や助言を行っています。	継続	生涯学習課
4	児童館事業	市内6か所の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供しています。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができます。	継続	子育て支援課
5 ☆	ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について、助け合う会員組織の運営を行っています。	継続	子育て支援課
6	人権ふれあいセンター事業	次代を担う子どもたちが健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長するために、図書室等を開放しています。また、ミニシアターなどを開催して、児童の健全育成を図っています。	継続	人権推進課
7	民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会を各小・中学校ごと年1回開催し、見守りが必要な児童、生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施しています。また、高齢者のみの世帯、障がい者（児）のいる世帯については、年1回状況調査をすることにより、必要に応じた見守り活動を実施しています。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
8	健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発物の配布を実施しています。	継続	生涯学習課
9	女性相談、母子・父子相談事業	家庭を取り巻く様々な悩みごと等に対して、豊かな知識や経験を持つ相談員が問題解決に当たります。	継続	子育て支援課
10	読み聞かせ・紙芝居事業	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を行っています。 乳児健診終了後に保健センターにおいて、ボランティアによる読み聞かせを行っており、また、甚目寺公民館にて、毎週土曜日午後ボランティアによる絵本の読み聞かせと紙芝居の上演を実施しています。	継続	生涯学習課
11	講座・教室の開催	親子の絆を深めるため各種の親子対象事業を実施しています。	継続	生涯学習課
12	すくすく広場事業	おおむね1歳8か月から2歳児を対象とした親子遊びと交流会を実施しています。	継続	健康推進課
13	コアラ教室事業	2歳児を対象とした親子遊びと交流会を実施しています。	継続	子育て支援課
14	おはなし会事業	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を実施しています。	継続	生涯学習課
15	子育てネットワークによる子育て講座事業	地域において子育て支援を行っている子育てネットワークによる子育て講座を行っています。	継続	生涯学習課
16	未就園児体験事業の推進	保育所にて園庭開放を実施し、未就園児の遊び場の提供や育児相談を行っています。	継続	子育て支援課 (公立保育所)

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

■ 関連事業

No	事業名	事業内容	方向性	実施機関
1	未就園児体験事業の推進	幼稚園や保育所等で、未就園児の遊び場の提供や育児相談を行っています。	継続	私立幼稚園 私立保育所
2	心配ごと相談事業	生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施しています。	継続	社会福祉協議会
3	ボランティアセンター事業	社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動の啓発、養成、活動紹介、派遣調整を実施しており、その中で子育て支援を目的とした、ボランティア団体（11団体）の活動支援を実施しています。	継続	社会福祉協議会
4	ふれ愛エンゼルシッター事業	児童が最善の子育てを受ける環境を整備し、次代の担い手である児童一人ひとりが、個性豊かでたくましく思いやりのある人間として成長できるよう社会全体で子育ての支援をすることを目的に、各種事業に職員や専門員を派遣する等の活動を展開しています。	継続	社会福祉協議会

施策の方向 3 子育て支援のネットワークづくり

地域における様々なネットワークを利用し、より多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用及び参加を促進します。また、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを回り、子育て支援サービスの向上に努めます。

地域の社会資源を活用しながら、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者や地域の人々が参画・支援する仕組みづくりを推進します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育てサロン事業（再掲）	身近な地域における親子のつどいの場として、甚目寺公民館・七宝公民館を利用して、月に数回、「子育て支援情報コーナー」「遊びスペース」「飲食スペース」を設置し、子育てサロンを開催しています。また、育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に、子育てネットワーカーや支援ボランティアが交流しながら相談や助言を行っています。	継続	生涯学習課
2	子育て支援ネットワーク事業	主に子育て家庭を対象にウェブサイト及びメールマガジンを通じて地域の子育てに関する情報を提供しています。また、子育て支援団体等のネットワーク会議を開催し、情報共有及び意見交換会等を行なっています。	継続	子育て支援課

施策の方向 4 子育て家庭の経済的負担の軽減

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者並びに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援をします。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	児童手当支給事業	中学校卒業までの児童を養育している者に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため手当を支給しています。	継続	子育て支援課
2	児童扶養手当支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護する母、監護し、かつ、生計を同じくしている父または当該児童を養育する養育者に対して、母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給しています。	継続	子育て支援課
3	遺児手当（県・市）支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護・養育している方に対して、母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給しています。	継続	子育て支援課
4	子ども医療費助成事業（再掲）	小学校終了までの入院医療費及び中学校生の入院医療費の自己負担分を助成しています。また、中学校生の通院医療費の自己負担分の3分の2を助成しています。	継続	保険医療課

施策の方向5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

平成23年度全国母子世帯等調査では、母子家庭の母自身の平均年収は223万円（うち就労収入は181万円）となっており、経済的な問題が生じています。また、父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

そのため子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	※要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助事業	経済的な理由で援助を必要とする世帯（児童生徒）に対して、小学校・中学校に通う子どもを対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助しています。	継続	学校教育課
2	母子・父子家庭就業相談事業	母子・父子家庭の就業に関する相談等に応じています。	継続	子育て支援課
3	母子・父子家庭医療費助成事業	18歳以下の児童を扶養している母子・父子で、一定の要件に該当する方に、入院医療費自己負担額の助成をしています。	継続	保険医療課

※ 要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助事業における「要保護・準要保護児童」とは、経済的な理由で援助を必要とする世帯（児童生徒）と規定されており、児童福祉法第6条の3第8項でいう、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童とは異なります。

基本目標3 地域における子どもの育ちを支えます

施策の方向1 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域の中での公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から市民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ☆	放課後児童クラブ事業	下校後等、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ることを目的として放課後児童クラブを行っています。市内14か所の小学校・児童館等を利用して、実施しています。	拡大	子育て支援課
2	放課後子供教室事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域との交流等を通して健全な育成を図っています。市内6か所の小学校を利用して実施しています。	継続	子育て支援課
3	放課後子ども総合プラン	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施を希望する学校区を把握し、計画的な整備を推進します。また、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場の確保に努めます。	拡大	子育て支援課
4	コミュニティ活動推進事業	コミュニティ推進協議会が主体となり、各種行事を通して地域住民の世代を超えた交流を行っています。	継続	企画政策課
5	まつり事業	市、観光協会等が主体となり、まつりを通して地域住民の世代を超えた交流事業を実施しています。	継続	企画政策課
6	青少年健全育成推進事業（推進協議会）	「青少年健全育成推進協議会」を開催し、街頭啓発活動を実施し、市民意識の高揚及び環境の浄化に努めています。	継続	生涯学習課
7	多彩な体験活動の機会の推進	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進を行っています。「エコきっず調査隊」	継続	生涯学習課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
8	小・中学校開放の推進	各小学校において運動場及び体育館、各中学校において運動場、体育館、柔・剣道場及び卓球場の学校体育施設を開放することで、スポーツの健全な普及発展を図るとともに、市民の健康保持と体力の増進並びに親睦を深め市民生活を楽しく豊かにするため、学校教育に支障のない範囲で開放しています。	継続	学校教育課 生涯学習課
9	児童館事業 (再掲)	市内6か所の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供しています。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができます。	継続	子育て支援課
10	障がいのある未就学児の場の確保 (再掲)	障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。	継続	社会福祉課
11	障がいのある就学児の場の確保 (再掲)	障がいのある就学児を対象とした放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏季休業をはじめとする長期休業期間などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保を推進します。	継続	社会福祉課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、幼稚園、保育所、学校、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

なお、甚大な災害等で幼稚園、保育所、学校等で乳幼児・児童及び生徒が一時的に避難生活を強いられる場合は、施設と関係機関が連携し、安全で安心な環境の確保を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	生活安全相談員配置事業	生活安全に関する相談及び市民の安全活動に対する専門的な指導又は助言を実施し、市民生活の安定及び向上を目的として実施しています。	継続	安全安心課
2	宅地供給の促進	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を行っています。	継続	都市計画課
3	都市公園の整備促進	子どもが犯罪等の被害に遭わないような環境に配慮した公園及び緑地の整備促進を行っています。	継続	都市計画課
4	地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備推進を行っています。	継続	土木課
5	交通安全施設整備の推進	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置、防護柵及び道路反射鏡の整備を行っています。	継続	土木課
6	交通安全教室の実施	通学路等の交通安全施設の点検・整備を行っています。市内の公立保育所における親子交通安全教室を開催しています。各小・中学校の児童・生徒を対象とした自転車教室を開催し、通学路における交通安全街頭指導を行い、チャイルドシート装着の啓発・指導も実施しています。	継続	学校教育課 子育て支援課 (公立保育所)
7	建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進しています。	継続	都市計画課
8	児童遊園等の施設整備事業	児童遊園及びちびっこ広場の整備を実施しています。	継続	子育て支援課
9	公園施設維持管理事業	公園遊具等の定期的な点検・修理を実施しています。	継続	都市計画課 子育て支援課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
10	防犯灯整備事業	犯罪の抑制効果として、防犯灯は有効であり、地区で設置される防犯灯に対する補助を行っています。	継続	安全安心課
11	安全安心大会の実施	交通安全、防犯、防災、消防の地域活動組織が連携を図り、安全安心なまちづくりを地域住民へ理解、周知を促します。	継続	安全安心課
12	防犯資機材の支給	スクールガード等の自主防犯団体へ必要な防犯資機材を支給し、防犯活動の支援も行っていきます。	継続	安全安心課
13	民生委員・児童委員、主任児童委員（再掲）	民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会を各小・中学校ごと年1回開催し、見守りが必要な児童、生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施しています。また、高齢者のみの世帯、障がい者（児）のいる世帯については、年1回状況調査をすることにより、必要に応じた見守り活動を実施しています。	継続	社会福祉課
14	「通学路子ども110番の家」の設置	子どもを犯罪から守るために、「通学路子ども110番の家」を地域の方に委嘱し、玄関先等には、津島警察署より受領した看板を掲げて、子どもが危険を感じたら、看板を目印に逃げ込むよう、児童・生徒並びに保護者に指導を促しています。	継続	学校教育課
15	ワイヤーロック配布事業	市内の自転車盗難関連犯罪の発生を抑制するために、新中学1年生に自転車用ワイヤーロックを配布し、ツーロックを奨励しています。	継続	安全安心課
16	安全安心メール事業	あま市安全安心メールに登録された保護者に各小・中学校、保育所が緊急連絡等をメールで一斉配信しています。また、防災に関する情報や近隣で発生した不審者情報も登録者へメール配信しています。	継続	安全安心課 学校教育課 子育て支援課

■ 関連事業

No	事業名	事業内容	方向性	実施機関
1	交通安全教室の実施	各園独自で親子交通安全教室を開催しています。	継続	私立幼稚園 私立保育所

施策の方向 3 配慮が必要な子どもへの支援

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	要保護児童対策連絡協議会	子育て支援にかかわる機関が連携し、早期に児童虐待を発見し、早期対応を可能にするため、関係機関で協議会を組織しています。	継続	子育て支援課
2	虐待等防止ネットワーク協議会	虐待を防止するため、ネットワークを形成し、虐待等の個別事例への対応や虐待発生防止の啓発などを行うためのネットワーク協議会を設置しています。	継続	子育て支援課
3	特別児童扶養手当支給事業	身体、知的発達または精神に中度・重度の障がい（または病状）を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に対して、身体・知的発達又は精神に障がいのある児童の福祉の増進を図るため手当を支給しています。	継続	社会福祉課
4	民生委員・児童委員、主任児童委員（再掲）	民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会を各小・中学校ごと年1回開催し、見守りが必要な児童、生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施しています。また、高齢者のみの世帯、障がい者（児）のいる世帯については、年1回状況調査をすることにより、必要に応じた見守り活動を実施しています。	継続	社会福祉課

基本目標 4

仕事と子育ての両立を推進します

施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事と子育ての両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や市民、事業所に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が平成 37 年 3 月までの 10 年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を促進します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	男女共同参画事業	男女共同参画に関する認識を深めるために、各種講演会等を開催するなどあらゆる場において意識の啓発に努めています。男女の協力関係によって職場・家庭・地域等における各種の活動に、参加できるよう環境の整備に努めています。	継続	人権推進課
2 ☆	通常保育事業（再掲）	保護者等の労働等により、保育を必要とする乳幼児の保育を行うことで、保護者等の仕事と子育ての両立支援を行います。また、保育所等における乳幼児の保育に関する相談・助言を行っています。	継続	子育て支援課
3 ☆	延長保育事業（再掲）	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長して保育を実施します。また、私立保育所等に対して事業に係る経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
4 ☆	一時預かり事業（再掲）	児童の保護者の就労、疾病等、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満 1 歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり（非定型的保育、緊急保育、私的保育）を実施します。また、私立保育所等に対して事業に係る経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
5	低年齢児途中入所円滑化事業（再掲）	低年齢児（乳児及び 1・2 歳児）の保育所への途中入所に対応するために、私立保育所にあらかじめ保育士を配置する経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
6	障がい児等保育事業（再掲）	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施しています。また、私立保育所等に対して事業に係る費用を補助していきます。	継続	子育て支援課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
7 ☆	放課後児童 クラブ事業 (再掲)	下校後等、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ることを目的として放課後児童クラブを行っています。市内 14 か所の小学校・児童館等を利用して、実施しています。	拡大	子育て支援課
8	放課後子ども 総合プラン (再掲)	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施を希望する学校区を把握し、計画的な整備を推進します。 また、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場の確保に努めます。	拡大	子育て支援課
9 ☆	ファミリー・ サポート・セ ンター事業 (再掲)	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について、助け合う会員組織の運営を行っています。	継続	子育て支援課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実は必要不可欠であることから、保育所や地域型保育施設による待機児童を生じさせないように努め、量を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、利用者支援事業等を活用しながら、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	低年齢児途中 入所円滑化事 業 (再掲)	低年齢児（乳児及び1・2歳児）の保育所への途中入所に対応するために、私立保育所にあらかじめ保育士を配置する経費を補助していきます。	継続	子育て支援課
2	育休明けの入 所予約事業	年度途中で育休から職場復帰を予定されている方を対象に実施しています。	継続	子育て支援課
3 ☆	利用者支援事 業	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにします。	検討	子育て支援課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するため



の施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、

需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第1期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、市全域を一つの単位とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」等から算出します ●●

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定（次項表参照）に区分します。

制度上は、以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

なお、本市の新制度における認定基準は、現行の「保育に欠ける」事由を基本としつつ、多様化するニーズに対応できるよう、保護者等の求職や保護者の就学等についても、児童を家庭で保育できない状態であると認められていることから、新制度における「保育の必要性」の事由が適用された場合においても、大きく認定基準が変わるものではありません。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業準備を含む <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練校等における職業訓練を含む <p>⑧虐待やD.Vのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育の必要性あり		保育の必要性なし	
0～2 歳児	3号認定	保育標準時間利用（11 時間）		
		保育短時間利用（8 時間）		
3～5 歳児	2号認定	保育標準時間利用（11 時間）	1号認定	教育標準時間利用 （4 時間）
		保育短時間利用（8 時間）		


② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。


そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

		母親		パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				フルタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 60時間以上	
父親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	タイプB		タイプC		タイプC'	タイプD
	パートタイム就労 (産休・育休含む)	タイプC		タイプE		タイプE'	
	120時間以上						
	120時間未満 60時間以上						
	60時間未満	タイプC'					
	未就労			タイプD		タイプF	



保育の必要性あり



保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭(母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月120時間以上+60時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月下限時間未満+60時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月120時間以上+60時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月下限時間未満+60時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)
 ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります ●●●●●●

下記の 1～10 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業 (認定区分)			事業の対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	保育所 認定こども園		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	保育所 認定こども園 地域型保育	3号認定		

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象年齢
4	時間外保育事業 (保育所延長保育)	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	ひとり親家庭・共働き家庭	1～6年生
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	幼稚園における一時預かり事業	すべての家庭	3～5歳
	保育所、ファミリー・サポート・センター事業 (未就学児童) 等における一時預かり事業	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	ファミリー・サポート・センター事業 (就学児童)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「利用者支援事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業等」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」等があります。アンケート調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国の動向や本市の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

(3) 「量の見込み」を算出する項目（事業）ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます

「量の見込み(ニーズ量)」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

住民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※ 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じているなど、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、子ども・子育て会議の審議を経て、補正を行っています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

本市では、平成26年6月時点で私立幼稚園が6園、私立保育所が3園、公立保育所が9園あり、それぞれの施設が本市の就学前子どもたちの健やかな成長を支えています。

		平成26年度（6月1日現在）			
		1号	2号		3号
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要
幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外				
児童数		1,442人	1,303人	522人	54人
定員		1,723人	2,040人		
充足率		83.7%	92.1%		
定員	幼稚園	1,723人	—		
	認可保育所	—	2,040人		
	認定こども園	—	—		

【今後の方向性】

既存の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、計画期間において待機児童を生じさせないよう努めていきます。

特に0歳児～2歳児においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保に当たっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、弾力的な受入等による確保を図ります。

また、3歳以上において、2号認定になりうる子どもの幼稚園への通園が一定数見込まれる調査結果となっているため、既存の幼稚園の事業拡充を図り、対応します。

今後、将来の少子化に対応するため、幼稚園と保育所の適正な規模についての整備検討を行い、認定こども園の検討を進めていきます。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●●●●●

【平成 27 年度】

		平成 27 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,466人		1,550人	744人	
ニーズ量の見込み		658人	530人	1,144人	597人	121人
他市からのニーズ量		80人	—	—	—	—
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	—	1,300人	610人	130人	
現行の私学助成を受ける幼稚園		あま市 ※清須市	1,643人 80人	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	
提供量合計		1,723人	1,300人	610人	130人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		455人	156人	13人	9人	

保育利用率 (小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合) : 32.3%
「現行の私学助成を受ける幼稚園」は、新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない施設のこと (平成 28 年度以降については、現時点では記載することができない)

※ 清須市の 80 人については、清須市在住の 1 号認定の子どもがあま市内の幼稚園に通園することが見込まれるため、あま市と清須市の間において広域利用調整を行うものです。

【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,386 人			1,539 人	735 人
ニーズ量の見込み		637 人	513 人	1,107 人	593 人	120 人
他市からのニーズ量		80 人	—	—	—	—
提供量 (確保方策)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園、	あま市 清須市	1,643 人 80 人	1,300 人	610 人	130 人
現行の私学助成を受ける幼稚園				—	—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	—
提供量合計		1,723 人		1,300 人	610 人	130 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		493 人		193 人	17 人	10 人

保育利用率 (小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合) : 32.5%

【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,333 人			1,518 人	719 人
ニーズ量の見込み		623 人	501 人	1,082 人	585 人	117 人
他市からのニーズ量		80 人	—	—	—	—
提供量 (確保方策)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園、	あま市 清須市	1,643 人 80 人	1,300 人	610 人	130 人
現行の私学助成を受ける幼稚園				—	—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	—
提供量合計		1,723 人		1,300 人	610 人	130 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		519 人		218 人	25 人	13 人

保育利用率 (小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合) : 33.1%

【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2, 297 人			1, 492 人	705 人
ニーズ量の見込み		613 人	493 人	1, 065 人	575 人	115 人
他市からのニーズ量		80 人	—	—	—	—
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園、	あま市 清須市	1, 643 人 80 人	1, 300 人	610 人	130 人
現行の私学助成を受ける幼稚園				—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	—
提供量合計		1, 723 人		1, 300 人	610 人	130 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		537 人		235 人	35 人	15 人

保育利用率 (小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合) : 33.7%

【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2, 277 人			1, 461 人	696 人
ニーズ量の見込み		608 人	489 人	1, 056 人	563 人	113 人
他市からのニーズ量		80 人	—	—	—	—
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園、	あま市 清須市	1, 643 人 80 人	1, 300 人	610 人	130 人
現行の私学助成を受ける幼稚園				—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	—
提供量合計		1, 723 人		1, 300 人	610 人	130 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		546 人		244 人	47 人	17 人

保育利用率 (小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合) : 34.3%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現状は、市内認可保育所の全 12 か所で実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	266 人	270 人	305 人	333 人
実 施 箇 所 数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う認可保育所を推進します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	140 人	137 人	134 人	132 人	130 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
提 供 量	140 人	137 人	134 人	132 人	130 人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ ニーズ量と提供量を同数としています。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

現状は、各小学校区を基本に 14 箇所で開催しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定 員 数	570 人	570 人	570 人	570 人
登 録 児 童 数	503 人	505 人	505 人	522 人
ク ラ ブ 数	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度では、保護者が労働等により昼間家庭にいない1年生～6年生を対象に実施することとされており、算出されたニーズ量から潜在ニーズがうかがえます。

職員、利用定員、設備等についての新基準のもと、今後も事業を継続していきます。

提供量については、利用者の動向をみながら、改修に伴う定員増やクラブ数の増設により、定員を増やしていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (1～3年)	570 人	570 人	565 人	550 人	532 人
ニ ー ズ 量 (4～6年)	345 人	335 人	324 人	327 人	327 人
計	915 人	905 人	889 人	877 人	859 人
実 施 箇 所 数 (確保方策)	22 か所	22 か所	23 か所	23 か所	25 か所
提 供 量	790 人	790 人	825 人	825 人	885 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	△125 人	△115 人	△64 人	△52 人	26 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【今後の方向性】

現在、本市では未実施事業です。養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、実施の必要性を検討します。

(年間)					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	—	—	—	—	—
提 供 量	—	—	—	—	—
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	—	—	—	—	—

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

美和子育て支援センター、甚目寺子育て支援センター、七宝つどいの広場、美和つどいの広場の4か所で実施しています。

(月間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	3,264 人日	3,196 人日	3,228 人日	3,142 人日
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

【今後の方向性】

子育て支援センター・つどいの広場における、子育ての相談、情報の提供、助言その他の援助等実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

また、既存の幼稚園、保育所等で子育て支援の場の提供をすることによって確保方策を増やしていきます。

(月間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
二 ー ズ 量	3,500 人日	3,469 人日	3,413 人日	3,352 人日	3,291 人日
実施箇所数 (確保方策)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

現状は、市内幼稚園の全6か所で実施しています。

(年間)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	41,792 人日	43,293 人日	46,584 人日
実施箇所数	6 か所	6 か所	6 か所

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、一時預かり事業への移行についても、円滑な事業実施が可能となるようにします。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定による利用)	2,321 人日	2,246 人日	2,196 人日	2,162 人日	2,143 人日
ニーズ量(2号認定による利用)	8,163 人日	7,898 人日	7,723 人日	7,604 人日	7,537 人日
計	10,484 人日	10,144 人日	9,919 人日	9,766 人日	9,680 人日
実施箇所数(確保方策)	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
提 供 量	50,000 人日	50,000 人日	50,000 人日	50,000 人日	50,000 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	39,516 人日	39,856 人日	40,081 人日	40,234 人日	40,320 人日

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児童）等における

一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

平成26年度より、七宝こども園、美和保育園、七宝北部保育園、正則保育園、昭和保育園の5か所で実施しています。

(年間)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年延べ利用者数	2,786人日	3,426人日	2,703人日	2,910人日
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されますので、認可保育所で確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センター等での受入れも進めていきます。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
ニ ー ズ 量 (在園児対象を除く 一時預かり)	14,112人日	13,843人日	13,583人日	13,354人日	13,166人日	
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
提 供 量	保 育 所	14,112人日	13,843人日	13,583人日	13,354人日	13,166人日
	ファミリ-・サポ- -ト・センター	-	-	-	-	-
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

※ ニーズ量と提供量を同数としています。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

現在、本市では未実施事業です。今回のアンケート調査結果から潜在ニーズがみられることから、今後、医療機関と連携した病児・病後児保育の実施を検討していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (就 学 前)	855 人日	837 人日	821 人日	807 人日	796 人日
ニ ー ズ 量 (小 学 生)	527 人日	519 人日	508 人日	503 人日	495 人日
計	1,382 人日	1,356 人日	1,329 人日	1,310 人日	1,291 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	—	—	—	—	1 か所
提 供 量	—	—	—	—	1,291 人日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	△1,382 人日	△1,356 人日	△1,329 人日	△1,310 人日	0 人日

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）が会員となって、一時的な子育ての助け合いを地域の中で行う住民参加型の組織です。
依頼会員は、小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

センター事務局には、アドバイザーを配置し、援助活動について会員間の調整をしています。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依 頼 会 員	—	—	159 人	288 人
提 供 会 員	—	—	61 人	68 人
両 方 会 員	—	—	18 人	21 人
小 学 生 利 用 者	—	—	79 人	245 人

【今後の方向性】

依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して依頼会員の登録説明会及び提供会員の養成講習会を実施し、会員を増やしていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	520 人日	590 人日	665 人日	750 人日	850 人日
提 供 量	520 人日	590 人日	665 人日	750 人日	850 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0	0	0	0	0

※ ニーズ量と提供量を同数としています。

(9) 利用者支援事業

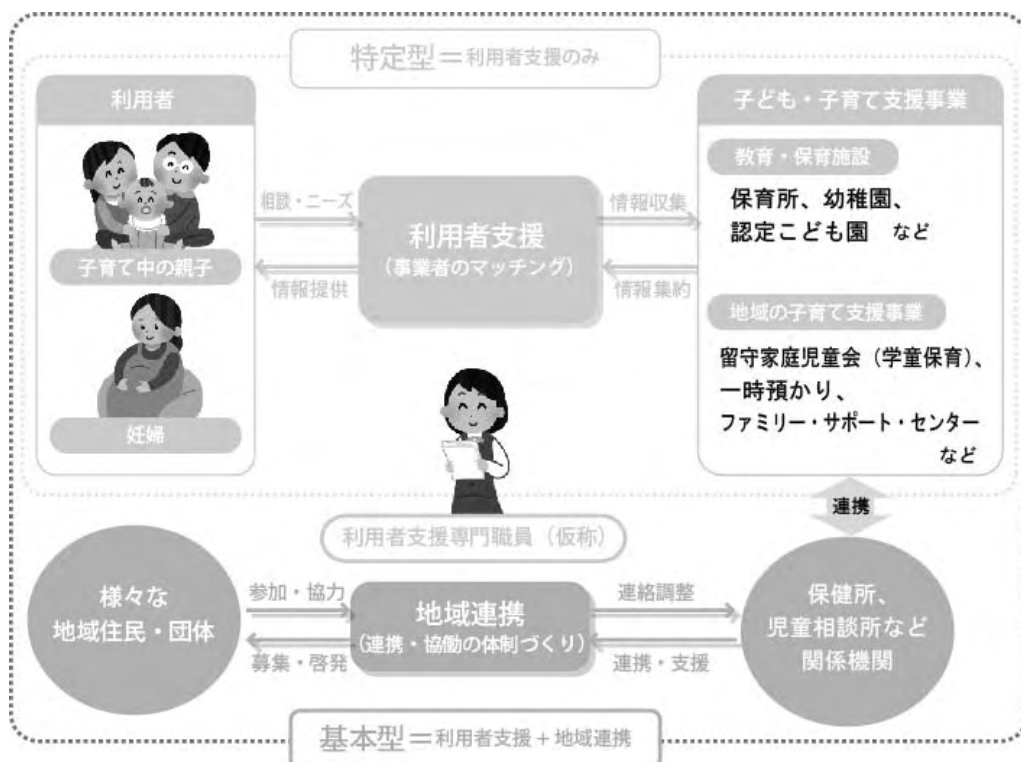
【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て支援の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。



【今後の方向性】

新制度開始時は窓口の混乱が予想されるため、市役所の相談窓口を拡充していきます。

平成 29 年度からは利用者支援事業として専門相談員を配置し、認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整が行える体制としていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
二 ー ズ 量	—	—	1 か所	1 か所	1 か所
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	—	—	1 か所	1 か所	1 か所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票14回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子手帳交付者	845人	800人	840人	793人
年延べ妊婦健康診査受診回数	10,266回	10,059回	10,327回	10,579回

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付時やマタニティクラス等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠11週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 値	895人	886人	870人	856人	847人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：全国の医療機関 ・実施体制：保健センターで母子健康手帳交付時に健診票綴を配布し使用方法を説明。 七宝保健センター7人 美和保健センター8人 甚目寺保健センター11人 ・検査項目：基本健診、超音波、初回血液検査、血算、血糖、GBS、HtIv-1抗体検査、性器クラミジア感染検査、子宮頸がん ・実施時期：通年（妊婦週数 約8週から39週頃） 				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

訪問は、本市健康推進課の保健師（非常勤職員含む。）が実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出 生 数	820 人	774 人	775 人	800 人
訪 問 数	614 人	752 人	714 人	761 人
訪 問 率	74.9%	97.2%	92.1%	95.1%

【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が引き続き下がることがないように実施していきます。特に育児不安や不適切な養育等の問題が発見でき、継続した支援につながるようできる限り直接連絡をとり、状況把握等を実施していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	744 件	735 件	719 件	705 件	696 件
実 施 体 制 (確保方策)	・実施体制：健康推進課の保健師（非常勤職員含む。）20人が訪問実施。 【相談内容】①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

訪問は、本市健康推進課の保健師が実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 件 数	統計なし	統計なし	統計なし	11 件

【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	<p>・実施体制：健康推進課の保健師 15 人が訪問実施。</p> <p>【相談内容】①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供</p>				

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに「あま市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものと

します。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し推進するとともに、県を通じ産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

1 あま市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、あま市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 事業主
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 9 月 19 日	平成 25 年度 第 1 回 子ども・子育て会議 1 あま市子ども・子育て支援事業計画策定について 2 あま市子育てに関するアンケート調査について（就学前児童用、小学生児童用）
平成 25 年 10 月～11 月	子ども・子育て支援事業計画にかかるアンケート調査実施 就学前児童の保護者 配布 1,500 通 回収 756 通 回収率 50.4% 小学生の保護者 配布 1,500 通 回収 743 通 回収率 49.5%
平成 26 年 2 月 24 日	第 1 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 あま市子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 3 月 18 日	平成 25 年度 第 2 回 子ども・子育て会議 1 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査結果について 2 子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）について
平成 26 年 3 月 28 日	第 2 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査結果について 調査結果報告書（案） 2 子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）について
平成 26 年 4 月 14 日	第 3 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 あま市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について （1）平日日中の教育・保育 （2）一時預かり保育事業 （3）時間外保育事業
平成 26 年 6 月 3 日	第 4 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 教育・保育提供区域について 2 あま市子ども・子育て支援に関する調査に基づく「量の見込み」について 3 あま市子ども・子育て支援事業計画の目次・体系（案）について
平成 26 年 6 月 13 日	平成 26 年度 第 1 回 子ども・子育て会議 1 教育・保育提供区域について 2 あま市子ども・子育て支援に関する調査に基づく「量の見込み」について 3 あま市子ども・子育て支援事業計画の目次・体系（案）について

開催日	審議内容等
平成 26 年 7 月 11 日	第 5 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 あま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について 2 あま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について 3 あま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について 4 あま市子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」（案）について
平成 26 年 7 月 15 日	平成 26 年度 第 2 回 子ども・子育て会議 1 あま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について 2 あま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について 3 あま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について 4 あま市子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」（案）について
平成 26 年 8 月 27 日	第 6 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 あま市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 9 月 12 日	第 7 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 あま市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 10 月 16 日	平成 26 年度 第 1 回 あま市次世代育成支援対策地域協議会 1 あま市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 10 月 16 日	平成 26 年度 第 3 回 子ども・子育て会議 1 あま市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 10 月 29 日～ 11 月 27 日	あま市子ども・子育て支援事業計画【素案】に対するパブリックコメント実施
平成 27 年 1 月 29 日	第 8 回子ども・子育て支援新制度について意見交換会 1 あま市子ども・子育て支援事業計画について
平成 27 年 2 月 24 日	平成 26 年度 第 2 回 あま市次世代育成支援対策地域協議会 1 パブリックコメントの結果報告について 2 あま市子ども・子育て支援事業計画の最終承認について
平成 27 年 2 月 24 日	平成 26 年度 第 4 回 子ども・子育て会議 1 パブリックコメントの結果報告について 2 あま市子ども・子育て支援事業計画の最終承認について

3 あま市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	社会福祉協議会長	青木 精三	平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日
		服部 章平	平成 26 年 6 月 1 日～
子ども・子育て 支援事業関係者	民生委員児童委員 協議会長	◎鷲尾 秋香	平成 25 年 8 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日 (会長 平成 25 年 8 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日)
		◎杉本 正明	平成 26 年 1 月 1 日～ (会長 平成 26 年 3 月 18 日～)
	青少年健全育成推進 協議会長	○大橋 円昭	平成 25 年 8 月 1 日～ (副会長 平成 26 年 8 月 1 日～)
	NPO 法人ママ・ぶらす 代表	川原 史子	平成 25 年 8 月 1 日～
	甚目寺地区主任児童 委員	石川 亘子	平成 25 年 8 月 1 日～
	子ども会連絡協議会 会長	近藤 金博	平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 6 月 25 日
		前田 康男	平成 26 年 8 月 23 日～
	民間保育園連盟会長	吉田 龍宏	平成 25 年 8 月 1 日～
	校長会長	加藤 和正	平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
		鹿島 輝夫	平成 26 年 4 月 1 日～
	私立幼稚園代表	林 弘樹	平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日
		土屋 匡	平成 26 年 3 月 1 日～
	教育委員会委員長	堀江徹二郎	平成 25 年 8 月 1 日～
子どもの保護者	小中学校 PTA 連絡協議 会長	吉田 一	平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 6 月 11 日
		岩月 敏光	平成 26 年 6 月 12 日～
	保育園保護者代表	岩本 早織	平成 26 年 1 月 1 日～
幼稚園保護者代表	杉本 彩見	平成 26 年 1 月 1 日～	
事業主	商工会青年部長	山田 真	平成 25 年 8 月 1 日～
市職員	福祉部長	横田 謙之	平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
		村上 英彦	平成 26 年 4 月 1 日～
	公立保育園代表	菱田 洋子	平成 25 年 8 月 1 日～

※◎会長、○副会長

4 あま市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	所属団体等	氏名	備考
議会の関係者	厚生委員長	◎櫻井 信夫	
福祉の関係者	社会福祉協議会長	服部 章平	
	民生委員児童委員協議会長	○杉本 正明	
	七宝地区主任児童委員	小串由里子	
	美和地区主任児童委員	岡田真由美	
	甚目寺地区主任児童委員	石川 亘子	
	子ども会連絡協議会長	前田 康男	
	民間保育園連盟会長	吉田 龍宏	
保健の関係者	津島保健所長	増井 恒夫	
教育の関係者	校長会代長	鹿島 輝夫	
	小中学校 PTA 連絡協議会長	岩月 敏光	
	私立幼稚園代表	土屋 匡	
	教育委員会委員長	堀江徹二郎	
事業主の代表	商工会青年部長	山田 真	
関係行政機関の職員	福祉部長	村上 英彦	福祉事務所長
	社会福祉課長	松永 裕一	
	学校教育課長	木村 元彦	
	生涯学習課長	山内 洋一	
	健康推進課長	片岡 増男	
	保険医療課長	飯尾 真康	

※◎委員長、○副委員長

5 用語解説 (50 音順)

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

【か行】

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取り組みをしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

小規模保育施設

0歳～小学校入学前までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の保育施設。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【た行】

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外の保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【は行】

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

放課後子ども総合プラン

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、国全体の放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの）について、1万か所以上で実施することを目指すもの。

新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

あま市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行：あま市

編 集：あま市 福祉部 子育て支援課（あま市役所甚目寺庁舎）

〒490-1198 あま市甚目寺二伴田 76 番地

T E L : 052-444-3173（ダイヤルイン）

F A X : 052-443-3555

